

求人番号 S

太枠内の項目に記入してください。(※)は記入必須項目です。()は複数回答を意味します。該当するものすべてにチェックをつけてください。選択肢に番号があるものは単数回答を意味します。1つのみを選択し、○をつけてください。 は記入欄です。

受付区分

受付年月日 (西暦) 年 月 日

I 施設情報

Table with 2 columns: 雇用形態(※) 3. 臨時雇用(期間が1カ月未満の雇用); 派遣求人の種類(※) 1. 該当しない 2. 紹介予定派遣 3. 紹介予定以外の派遣; 雇用期間(※) (西暦) 年 月 日から (西暦) 年 月 日まで 雇用日数(※) 日間

Table with 2 columns: 採用施設名(※) フリガナ; 採用施設住所(※) 〒; 採用担当者名(※) フリガナ 氏名; 採用担当部署(※); 電話番号(※); FAX番号; メールアドレス(※); ホームページアドレス; 派遣事業者の該当(※) 1. 該当しない 2. 派遣事業者 労働者派遣事業許可番号; 一言PR; 紹介文章

Table with 2 columns: 公共職業安定所への求人登録(※) 1. なし 2. あり

Table with 2 columns: 勤務先施設名(※) フリガナ; 勤務先施設住所(※) 〒; 勤務地までの通勤手段 最寄駅 線 駅 最寄駅からの交通手段 () 停留所 分

Table with 2 columns: 開設者 01. 厚生労働省 02. 独立行政法人国立病院機構 03. 国立大学法人 04. 独立行政法人労働者健康安全機構 05. 国立高度専門医療研究センター 06. 独立行政法人地域医療機能推進機構 07. 国(その他) 08. 都道府県 09. 市町村 10. 地方独立行政法人 11. 日本赤十字社 12. 済生会 13. 北海道社会事業協会 14. 全国厚生農業協同組合連合会 15. 国民健康保険団体連合会 16. 健康保険組合及びその連合会 17. 共済組合及びその連合会 18. 国民健康保険組合 19. 公益法人 20. 医療法人 21. 私立学校法人 22. 社会福祉法人 23. 医療生協 24. 会社 25. その他の法人 26. 個人 27. 医師会 28. ボランティア団体 29. NPO法人 30. その他

Table with 2 columns: 施設種別(※) 01. 病院(500床以上) 02. 病院(499~200床) 03. 病院(199~20床) 04. 診療所(有床) 05. 診療所(無床) 06. 助産所 07. 介護老人保健施設 08. 介護医療院(I型) 09. 介護医療院(II型) 10. 介護老人福祉施設(特養) 11. デイサービス・デイケアセンター 12. 在宅介護支援センター 13. ケアハウス・グループホーム・老人ホーム 14. その他社会福祉施設 15. 地域包括支援センター 16. 訪問看護ステーション 17. 訪問看護ステーション(看護小規模多機能型居宅介護事業所併設) 18. その他居宅介護支援事業所 19. 都道府県・保健所 20. 市区町村・保健センター 21. 保育所・幼稚園 22. 会社・事業所 23. 健診センター・労働衛生機関 24. 小学校・中学校・高等学校(養護教諭) 25. 学校・養成所等 26. 救護(イベント等) 27. 個人(自宅などで看護職を必要としている方) 28. その他

Table with 2 columns: 職場分煙状況(※) 1. 禁煙 2. 分煙

求人番号 S _____

受付年月日 (西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

II 求人情報

希望資格 (第1希望は※)	第1希望	1. 保健師	2. 助産師	3. 看護師	4. 准看護師
	第2希望	() 保健師	() 助産師	() 看護師	() 准看護師
希望業務経験	経験区分	(1. こだわらない 2. 新卒のみ募集 3. 経験者のみ募集)			
	保健師	_____ 年以上	助産師	_____ 年以上	看護師 _____ 年以上 准看護師 _____ 年以上
業務内容(※)	() 病棟看護	() 外来看護	() 手術室看護		
	() ICU(集中治療室)	() CCU(冠疾患集中治療室)	() NICU(新生児集中治療室)		
	() MFICU(母体・胎児集中治療室)	() 助産業務(分娩介助を主とする助産ケア)	() 救命救急		
	() 人工透析	() 緩和ケア	() 相談・指導		
	() 退院調整	() 医療安全担当	() 看護管理		
	() 小児				
	() 訪問看護	() ケアマネジメント	() 介護施設等での看護		
	() 地域保健	() 健康管理(学校保健室/企業・大学の健康管理室/保育園など)			
	() 検診	() 救護(イベント)	() 旅行添乗		
	() 教育	() 臨床実習指導	() 通信添削指導員		
	() 治験	() 研究・開発	() 広報・企画		
() 営業・販売	() 事務	() その他 _____			
募集人数(※)	_____ 人				

試用期間の有無(※)	1. なし 2. あり
------------	------------------

試用期間の有無で「試用期間あり」を選択した方は以下の項目を記入してください。(試用期間ありの場合、必須記入)

試用期間(※)	最大 _____ 日間
---------	-------------

試用期間中の労働条件(※)	1. 本採用と同じ 2. 本採用とは異なる
---------------	----------------------------

「本採用と異なる」を選択した方は、具体的な内容を全て記入して下さい(※)

その他雇用上の特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・就業場所の変更範囲を記入してください(例. 転勤の可能性: なし、〇〇市内 など) ・従事すべき業務の変更の範囲を記入してください(例. 業務の変更範囲: なし、配置転換あり など) ・契約更新の可能性、更新の上限、契約更新の条件等を記入してください(例. 契約更新: なし など)
-------------	--

(臨時雇用) 求人登録票(滋賀県ナースセンター)

勤務形態(※)	1. 3交代制(変則を含む) 2. 2交代制(変則を含む) 3. 日勤+当直 4. 日勤+オンコール 5. 2部制(早番+遅番) 6. 日勤のみ 7. 夜勤のみ 8. 裁量労働制 9. その他 _____		
勤務時間(※)	勤務時間1 _____ ~ _____ 休憩時間 _____ 分	勤務曜日・時間の相談可否	1. 可能 2. 不可
	勤務時間2 _____ ~ _____ 休憩時間 _____ 分	所定労働時間を超える勤務の有無(※)	
	勤務時間3 _____ ~ _____ 休憩時間 _____ 分	1. なし 2. あり 月平均超過時間 _____ 時間	

賃金形態(※)	◎第1希望資格の賃金形態・給与額を記入してください。 1. 日給 2. 時給 3. その他 _____		
給与(基本給)(※)	_____ ~ _____ 円/日、時間、回数	経年数の賃金評価	1. なし 2. あり
給与(総支給額)(※)	_____ ~ _____ 円/日、時間、回数	◎総支給額には各種手当を含めてください。	
固定残業代の有無(※)	1. なし 2. あり		

固定残業代の有無で「固定残業代あり」を選択した方は以下の項目を記入してください。(固定残業代ありの場合、必須記入)

固定残業代(※)	固定残業代に含む残業時間 _____ 時間分 固定残業代 _____ ~ _____
	固定残業代に含む残業時間を超過した場合の残業代・割増賃金等の支給詳細
	休日出勤、深夜勤務等の残業代・割増賃金等の支給詳細
	その他特記事項等

各種手当	その他手当 _____ 円 内容 _____
各種保険制度(※) 労災保険制度は必須です	雇用保険制度 (1. なし 2. あり) 労災保険制度 (1. なし 2. あり) 健康保険制度 (1. なし 2. あり) 厚生年金制度 (1. なし 2. あり) その他保険制度 (1. なし 2. あり) イベント保険 (1. なし 2. あり)
給与の特記事項	

選考方法(※)	◎該当する選考方法を、全て選択・記入して下さい。 () 面接 () 書類選考 () 筆記試験 () その他 _____
選考結果通知(※)	_____ 日以内に通知
選考結果の通知方法(※)	() 郵送 () 電話 () メール () その他 _____
採用決定時の労働条件通知(※)	() 採用日までに通知する
応募書類の返戻(※)	1. 求職者へ返戻 2. 求人施設の責任にて破棄(返戻なし)
選考に関する特記事項	

求人の特徴	() 夜勤なし () 夜勤専従 () 復職・ブランクOK () 募集領域未経験OK () 60歳以上歓迎 () 新卒歓迎 () 離島・へき地
-------	---

自己申告書

年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名 _____
 事業所所在地 _____
 代表者名 _____

◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にシ点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

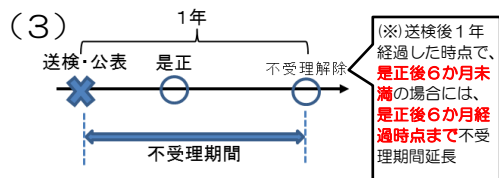
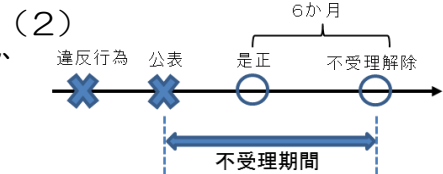
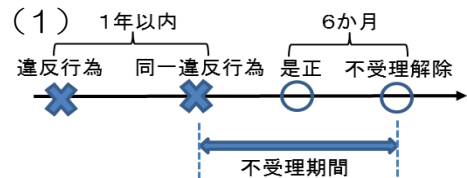
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

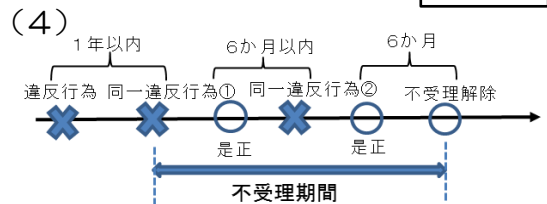
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

(4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(※) 送検後1年経過した時点で、**是正後6か月未満**の場合には、**是正後6か月経過時点まで**不受理期間延長



(※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊産婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※ 労働者派遣法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項

2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

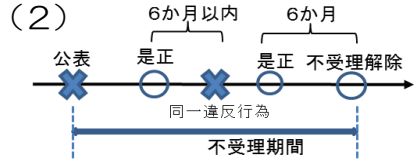
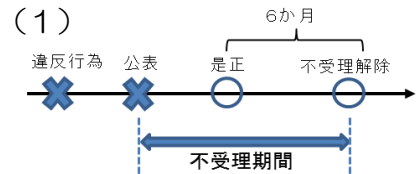
(1) 対象条項(※3、4、5、6)違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表(注1)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。

(注1) 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。

(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



(※3) 対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の4
求人の申込み時の報告	第5条の5第3項
委託募集	第36条
労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の3において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

(※4) 対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止に関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項
パワーハラスメント等を理由とする不利益取扱いの禁止	第30条の2第2項(第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む。)

※ 第30条の2第1項を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。

(※5) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第5条、第6条、第7条
セクシュアルハラスメント、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む。)
セクシュアルハラスメント等の防止に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項
妊娠中、出産後の健康管理措置	第12条、第13条第1項

※ 労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

(※6) 対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第6条第1項、第10条(第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条第1項、第25条第2項(第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用する場合を含む)、第17条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)

※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

3. その他の不受理事由

- a 暴力団員(注2)に該当する。
 b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
 c 暴力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している。
 (注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)

職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- 事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。